

新庄村一般廃棄物処理基本計画

令和 6 年 3 月

新 庄 村

目 次

はじめに	1
1 計画の概要	
(1) 計画の目的	2
(2) 計画の位置付け	2
(3) 計画の区域	3
(4) 計画の範囲	3
(5) 計画期間	3
2 ごみ処理の現状	
(1) ごみの分別、収集及び運搬の現状	4
(2) ごみ処理の流れ	5
(3) ごみの排出状況	6
(4) ごみの減量化、排出抑制、再生利用などの状況	7
(5) ごみの不法投棄	8
(6) ごみ処理経費の状況	8
(7) ごみ排出量の見込み	9
3 ごみ処理の課題	11
4 一般廃棄物資源化計画	
(1) ごみ排出量の目標	12
(2) ごみ排出抑制対策	12
(3) 資源化の推進	13
(4) 収集対策	14
(5) 中間処理施設及び最終処分場	14
(6) 不法投棄対策	14
(7) 災害時の廃棄物処理	14
(8) ごみ処理事業経費	14
5 災害廃棄物処理計画	
[基本的事項]	
(1) 対象とする災害	15
(2) 災害時に発生する破棄物	15
(3) 災害時における各主体の行動	15
(4) 災害時に発生する破棄物	15
[災害廃棄物処理計画]	
(1) 平時の備え	16
(2) 災害応急対応	17

(3) 災害復旧・復興等	18
(4) 組織体制・指揮命令系統	18
(5) 情報収集・連絡	18
(6) 協力・支援体制（県、近隣市町村、関係団体等）	19
(7) 一般廃棄物処理施設等	20
(8) 災害廃棄物発生量	21
(9) 処理可能量	21
(10) 災害廃棄物発生フロー	22
(11) 収集運搬	23
(12) 仮置場	23
(13) 住民等への啓発・広報	24
6 生活排水処理基本計画	
(1) 計画の目的	25
(2) 生活排水処理の現状	25
(3) 生活排水処理の流れ	26
(3) し尿、浄化槽汚泥の収集量の現状	27
(4) 生活排水処理の対策と目標	28

本村は岡山県の西北端に位置し、北と西の境は鳥取県に、東は真庭市蒜山に接します。毛無山を主峰とする 1,000m 級の連山に囲まれ、岡山県下三大河川のひとつである旭川の源流域にあたります。総面積は 67.11k m² で山林が 91% を占め、谷間に沿って標高 450m~600m に集落が点在する緑豊かな村です。耕地面積は約 179ha で新庄川とその支流に沿って農地が点在し、特にもち米の生産加工が盛んで、村内の水田のうちおよそ 7 割にもち米・ヒメノモチが作付けされています。

村の気候は日本海側に属し平均気温は 11℃ と低く、平均降水量は年間 1,800mm を超えます。降雪期間は 12 月から 3 月までと長いうえ積雪量も多く、典型的な中国山地の農山村といえます。総人口及び世帯数は、昭和 55 年（1980）の 1,357 人、503 世帯をピークに減少、令和 5（2023）には 834 人、378 世帯となっており、人口減少が進む中山間地ですが、「新庄村振興計画・総合戦略」（2020 年 3 月）に、基本理念として「安全で安心して暮らせるむらづくり」と「豊かな自然を次世代に引き継ぐむらづくり」を掲げ、「未来世代につながる持続可能なコミュニティづくり」に挑戦しています。

現在、社会的には地球温暖化対策や環境破壊などの課題解決のため、廃棄物行政においてごみの排出量抑制や再利用、資源化や、美しい水環境を保全するための適切な生活排水対策、また資源循環型社会への構造転換が求められています。本村においても生活が豊かに、便利になるにつれて廃棄物の量は増加してきた経緯があるものの、現時点では隣接する真庭市の協力により、ごみ処理のすべてを村外の処理施設や事業者へ委託しているため、廃棄物処理の実態が村民から見えにくくなっており、先にあげた課題への危機感は自治体、村民ともに未だ薄いといえます。

廃棄物処理において、実際に危機的課題に直面した自治体のうち、徳島県上勝町や鹿児島県大崎町のよう局面を乗り越えた結果、住民の意識が高まったことで行政と住民が協力して取り組みを進めた結果リサイクル率が 80% を超えている先進的な自治体も存在します。本村においても、ごみ処理委託料の増加は財政的に大きな負担となっている現実があり、また地域内資源循環を進めてごみの排出量及び処理経費の抑制を図ることで、財政の健全化を図るとともに、地球温暖化対策に貢献する責任があります。

このような国や国際社会の動向や地域社会の特性を踏まえながら、資源循環型の地域コミュニティの実現を重要な政策課題としてとらえなおし、村・事業者・村民が一体となって一般廃棄物の排出抑制や資源化に取り組むため、本計画を策定します。計画の推進にあたって関係主体それぞれが課題を明確にとらえ、実際の行動につながるよう客観的な分析に基づく実効的な計画となるよう、継続的な改善を行い「持続可能な地域コミュニティの形成」という目標の達成を目指します。

1 計画の概要

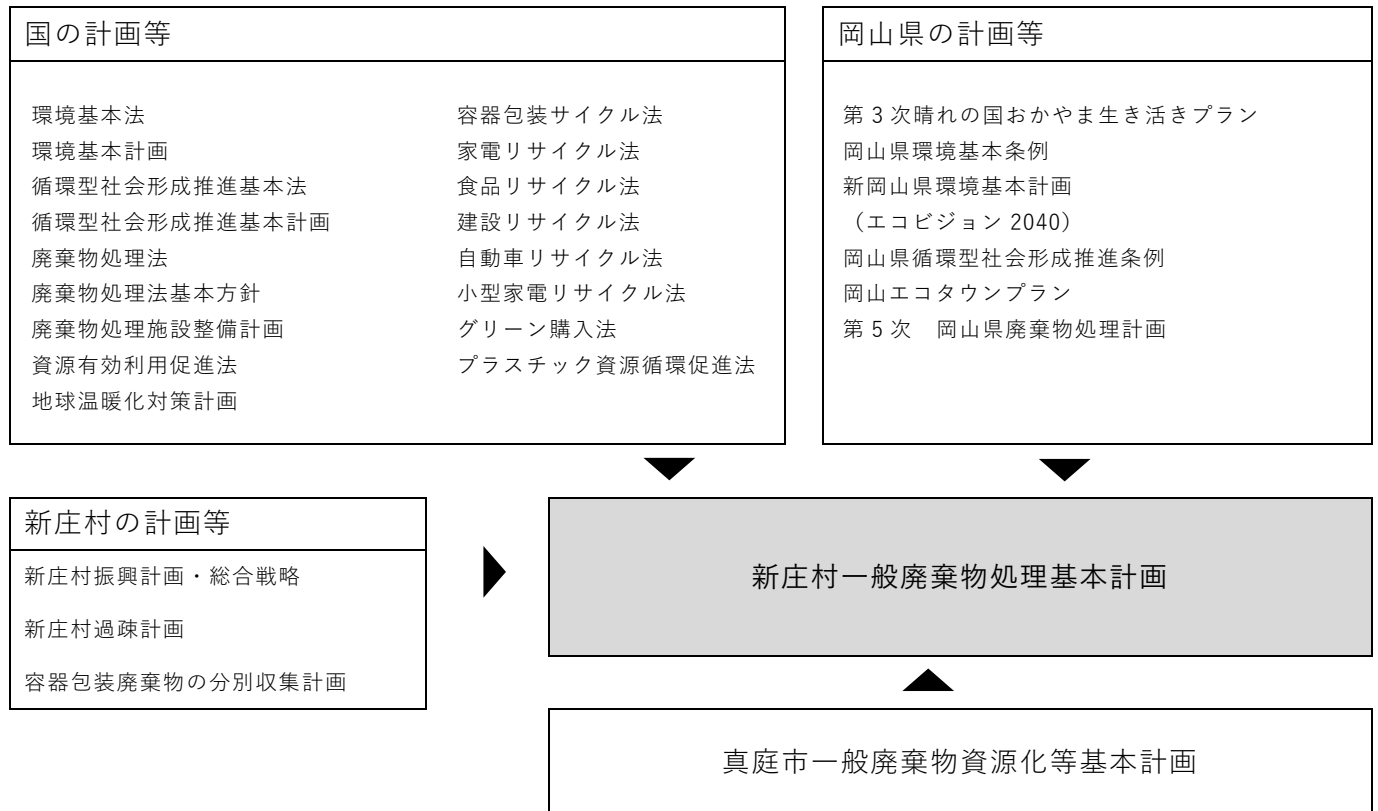
(1) 計画の目的

本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という）第 6 条第 1 項の規定により策定します。一般廃棄物の排出抑制、再利用の促進、適正処理により生活環境保全と公衆衛生を向上させ、持続可能な地域コミュニティの形成を目指します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法に基づき、ごみ処理及びし尿処理に関する計画を定めるもので、国、岡山県の環境に関する諸計画、ごみ処理業務等の委託先である真庭市の環境に関する諸計画等を踏まえ、村政の基本方針である「新庄村振興計画・総合戦略」（2020 年 3 月）に沿ったものとして、ごみ及びし尿の適正な処理を進めるために策定します。

図 1 計画の位置づけ



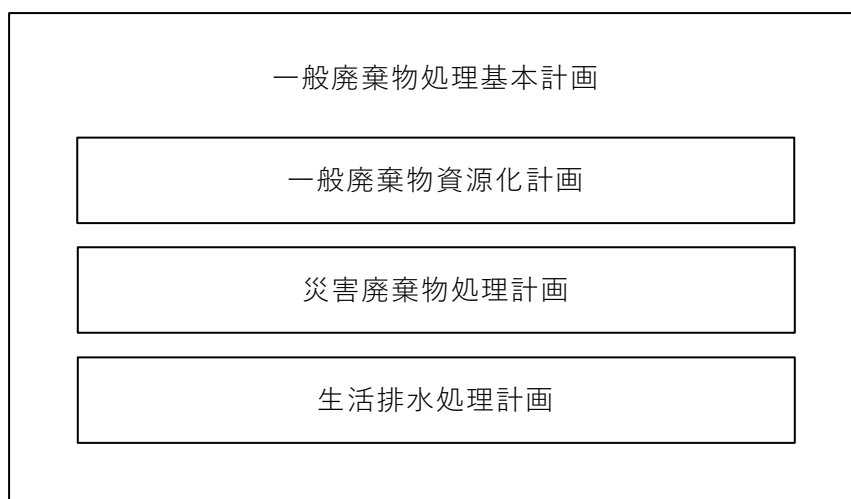
(3) 計画の区域

本計画の区域は、新庄村全域とします。

(4) 計画の範囲

本計画は一般廃棄物を対象とし、基本計画に「一般廃棄物資源化計画」「災害廃棄物処理計画」及び「生活排水処理基本計画」を含みます。

表 2 計画の範囲



(5) 計画対象期間

計画対象期間は、令和 6（2024）年度から令和 15（2033）年度までの 10 年間とし、5 年目に見直すものとする。

2 ごみ処理の現状

(1) ごみの分別、収集及び運搬の現状

本村は、各行政区へごみ収集場所を設置するステーション方式で行っており、真庭市へ委託しています。分別は 16 品目の分別収集を行っています。

表 3 ごみの分別・収集

区分	ゴミ袋等費用	ごみの分別	収集回数
燃えるごみ	燃えるごみ用袋（大）10枚 500円 燃えるごみ用袋（小）20枚 600円	燃えるごみ類	週2回
資源ごみ	資源ごみ用袋（大）10枚 200円 資源ごみ用袋（小）10枚 100円	アルミ缶・スチール缶	月2回
		無色透明のビン	月1回
		茶色のビン	月1回
		その他の色のビン	月1回
	資源ごみ用袋（大）10枚 200円 資源ごみ用袋（小）10枚 100円 プラスチック・ペットボトル専用袋 10枚 300円	ペットボトル	月1回
		プラスチック容器包装類	月2回
		プラスチック製品（プラマークなし）	月2回
	ひも	古紙類（新聞紙・雑誌・雑紙・段ボール・牛乳パック）	月2回
	乾電池用の袋等	乾電池	月1回
	資源ごみ用袋（大）10枚 200円 資源ごみ用袋（小）10枚 100円	小型家電	月1回
ペットボトル等	廃食油	年2回	
燃えないごみ	燃えないごみ用袋（大）10枚 500円 燃えないごみ用袋（小）10枚 300円	ガラス・陶磁器類	月1回
		蛍光管類	
		金属類（小）	
	粗大用収集札 10枚 500円	金属類（大）	
持ち込みごみ	大型家電・大型家具類・大型金属類・その他		月2回
	農機具類		
	農業用ビニール類		

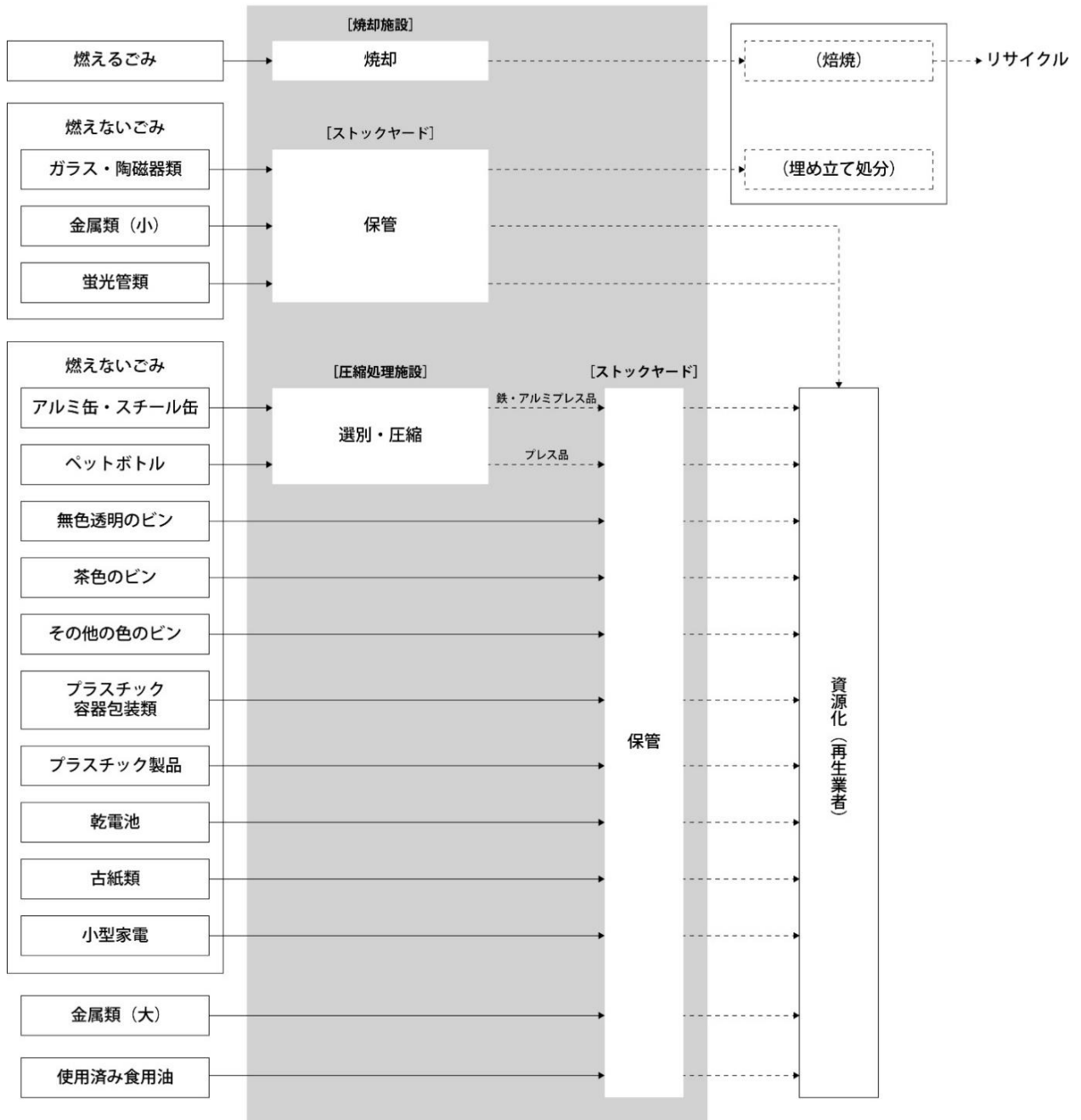
新庄村「家庭ごみ分別の手引き」から抜粋

(2) ごみ処理の流れ

令和 5 年度における本村のごみ処理の流れは次のとおりです。処理については真庭市に委託しており、燃えるごみは焼却施設で焼却されたのち路盤材として再生利用されます。燃えないごみのうち、金属類及び蛍光灯類はストックヤードに保管後、再生業者に引き渡されます。ガラス・陶器類はストックヤードに保管後、県外の最終処分場に埋立処分されます。資源ごみは選別・圧縮が行われ、資源化されます。

表 4

真庭北部クリーンセンター処理ブロックのごみ処理フロー



「真庭市一般廃棄物資源化等基本計画（平成 28 年 2 月）」より引用

(3) ごみの排出状況

表5 ゴミの排出状況

単位：t

年度		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	
計画収集人口		960	941	915	906	880	
自家処理人口		0	0	0	0	0	
家庭系	収集	燃えるごみ	125	125	121	124	118
		燃えないごみ	2	2	2	2	2
		資源ごみ	26	24	25	23	25
		粗大ごみ	0	0	0	0	0
		収集ごみ系	153	151	148	149	145
	直接搬入	燃えるごみ	5	3	4	4	7
		燃えないごみ	0	1	1	2	2
		資源ごみ	1	1	2	2	2
		粗大ごみ	1	1	3	1	3
		直接搬入ごみ系	7	6	10	9	14
	収集+直接搬入	燃えるごみ	130	128	125	128	125
		燃えないごみ	2	3	3	4	4
		資源ごみ	27	25	27	25	27
		粗大ごみ	1	1	3	1	3
		家庭系ごみ系	160	157	158	158	159
事業系	直接搬入	燃えるごみ	4	2	4	7	3
		燃えないごみ	0	0	0	1	1
		資源ごみ	0	0	1	3	1
		粗大ごみ	2	5	5	7	7
		直接搬入ごみ系	6	7	10	18	12
家庭系+事業系	収集	燃えるごみ	125	125	121	124	118
		燃えないごみ	2	2	2	2	2
		資源ごみ	26	24	25	23	25
		粗大ごみ	0	0	0	0	0
		収集ごみ系	153	151	148	149	145
	直接搬入	燃えるごみ	9	5	8	11	10
		燃えないごみ	0	1	1	3	3
		資源ごみ	1	1	3	5	3
		粗大ごみ	3	6	8	8	10
		直接搬入ごみ系	13	13	20	27	26
	収集+直接搬入	燃えるごみ	134	130	129	135	128
		燃えないごみ	2	3	3	5	5
		資源ごみ	27	25	28	28	28
		粗大ごみ	3	6	8	8	10
		家庭系+事業系ごみ系	166	164	168	176	171
ごみ排出量(A)		166	164	168	176	171	
集団回収量(B)		0	0	0	0	0	
自家処理量(C)		0	0	0	0	0	
ごみ総排出量 (A)+(B)+(C)		166	164	168	176	171	

一般廃棄物処理実態調査

ア ごみの総排出量

本村のごみ総排出量は、一般廃棄物実態調査では、**過去5年の平均が169トン**となっており、平成29年度（2017）166トン、令和元年度（2019）168トン、令和3年（2021）171トンと、**人口が減少しているもののごみの総排出量は微増傾向**にあります。

イ 1人一日当たりごみ排出量

一般廃棄物実態調査では、令和元年度（2021）の全国の1人1日当たりの排出量は890g、同じく岡山県は923gとなっており、新庄村は533gと大きく下回っています。これは主に事業系廃棄物が少ないことに起因します。生活系ごみの1人1日当たりの排出量は、**平成29年度（2017）は459g、令和元年度（2019）は474g、令和3年度（2021）は498g**となっており、**本村の1人1日当たりの排出量は増加傾向**にあります。

表6 1人一日当たりごみ排出量（家庭系+事業系）

単位：g/人・日

年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
燃えるごみ	383	379	386	408	399
燃えないごみ	6	9	9	15	16
粗大ごみ	9	18	24	24	31
資源ごみ	77	73	84	85	87
合計	474	478	503	532	533

一般廃棄物処理実態調査

表7 1人一日当たりごみ排出量（家庭系）

単位：g/人・日

年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
燃えるごみ	372	373	375	388	390
燃えないごみ	6	9	9	13	13
粗大ごみ	78	73	81	76	85
資源ごみ	3	3	9	4	10
合計	459	458	474	481	498

一般廃棄物処理実態調査

(4) ごみの減量化、排出抑制、再生利用などの状況

ア ごみの減量化、再生利用の広報

機会を捉えて広報誌や告知放送を通じてごみの減量化、リサイクル協力を村民に協力を依頼しています。

イ ごみの排出抑制

本村は平成7年3月に、新庄村の美しい自然を守り、快適環境の創造と地域の環境美化に努めるため、新庄村環境美化及び源流保全対策条例（平成7年条令第8号）を制定し、その中で「美しいメルヘンの里づくりの日」として年間2回、全村民による国道、県道、村道、公園など公共の場のごみ拾い、清掃活動を実施しています。その際分別収集を促すことにより、排出抑制とリサイクルの啓発につなげています。

ウ 再生利用など

本村では中間処理施設を保持していないことから、取組が退嬰的になりがちです。本村のリサイクル率は、一般廃棄物処理実態調査によると、令和元年度（2021）に 30.4%、過去 5 年の平均でも 28.2%と、岡山県平均の 24.1%とほぼ同等の数値となっています。ごみ収集の告知とともにリサイクルの推進を啓発しており、「生ごみ処理容器助成金」による生ごみの減量よりリサイクルに繋がるよう取り組んでいます。

表 8 リサイクル率

区 分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
リサイクル率	26.2%	26.2%	29.8%	28.4%	30.4%

一般廃棄物処理実態調査

(5) ごみの不法投棄

本村は、山間地域のため、人目の届かない林道なども多数存在することから、年間数度の不法投棄が発生しています。発見は村民からの通報が主であり、パトロールの実施、啓発看板の設置、警察との連携を行っています。不法投棄は後を断たない状況です。また、内容物などを調査すると、区域内でなく、区域外から持ち込まれた不法投棄がほとんどです。

(6) ごみ処理経費の状況

一般廃棄物処理実態調査のごみ処理経費からごみ総排出量を除した、ごみ 1 トン当たりの処理経費は、令和 3 年度（2021）において 101,708 円となっており、岡山県平均の 49,213 円と比較して非常に高い水準です。また、総人口で除した 1 人当たりごみ処理経費は、新庄村 17,392 円、岡山県平均 16,532 円となっており、こちらもやや高い水準にあります。一人あたりのごみ排出量は少ないが、へき地かつ隣市の処理機能に依存しているため、トンあたり処理単価が他自治体に比べて高くなっています。

表 9 ゴミ処理経費の状況

単位：千円、人、円、t

区 分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
ごみ処理経費（千円）	17,564	21,161	18,598	20,034	17,392
人 口	960	941	915	906	880
1 人当たりごみ処理経費（円）	18,296	22,488	20,326	22,113	19,764
ごみ総排出量	166	164	168	176	171
トン当たりごみ処理経費（円）	105,807	129,030	110,702	113,830	101,708

一般廃棄物処理実態調査

[令和 3 年度 岡山県のごみ処理経費算出資料]

ごみ処理事業経費 岡山県総人口
 31,179,888 千円 ÷ 1,880,411 人 ≒ 16,582 円/人

ごみ処理事業経費 ごみ総排出量
 31,179,888 千円 ÷ 633,566 t ≒ 49,213 円/t

(7) ごみ排出量の見込み

ア 人口の現状と課題

本村の人口は、昭和 50 年（1975）1,280 人から昭和 55 年（1980）1,357 人へ増加し、その後減少が続
 き、平成 22 年（2010）には 957 人と 1,000 人を割り込んでいます。平成 30 年度（2018）の合計特殊出
 生率は 1.72 で、全国 1.42、岡山県 1.53 は上まわるものの高い数値とはいえません。若い世代の社会移動
 による影響も大きく、出生数の増加につながっていないことから人口減少に歯止めがかかっていません。

表 10 人口の推移（推計）

単位：人

区分	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035
人 口	1,165	1,101	1,051	1,019	957	866	806	749	702	661

国勢調査

新庄村振興計画・総合戦略

表 11 住民基本台帳人口

単位：人

区分	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
人 口	1,008	1,002	993	975	961	953	956	930	914	912

住民基本台帳

イ 人口予測

本計画での将来人口の推計は、『新庄村振興計画・総合戦略』（2020 年 3 月）に鑑み、令和 17 年（2035）
 の人口を 661 人と推計します。

ウ ごみ排出量の見込み

1人1日当たりごみ排出量の過去10年間の平均は、490gであり、前項の人口推計、焼却ごみの削減の取り組みの実施成果とあわせて鑑み、令和17(2035)年度は年間120tの排出量の目標値として設定します。ごみ種類別の目標値は次のとおりです。

表12 ごみ排出量の見込み

		令和3年 (実績値)	令和11年推計値 (中間目標年度)	令和16年推計値 (目標年度)	
推定人口		880	702 (R3対比:79%)	661 (R12対比:94%)	
ごみ排出量	家庭系	燃えるごみ類	125	75	45
		燃えないごみ	4	3	3
		粗大ごみ	3	2	2
		資源ごみ	27	40	65
		小計	159	120	110
	事業系	燃えるごみ類	3	2	2
		燃えないごみ	2	2	2
		粗大ごみ	7	5	5
		資源ごみ	2	1	1
		小計	12	10	10
	家庭系+事業系	燃えるごみ類	128	103	83
		燃えないごみ	5	7	7
		粗大ごみ	10	7	3
		資源ごみ	28	31	36
		合計	171	130	120

3 ごみ処理の課題

新庄村のごみ処理における主たる課題は、へき地であるがゆえに「トン当たりのごみ処理費用が非常に高価、かつ一人あたり排出量が増加傾向にあり、財政上のインパクトが大きい」という点です。2021年のトン当たり処理費用は101,708円となっており、岡山県平均の49,213円の約2倍となっています。これは域内に処理施設を持たないことから、隣市へ集配を含めてすべて委託していることに起因しています。

ただし、単独で処理施設を整備、管理・運営することは経済的、また人的リソース面でも現状では困難であり、委託の継続が合理的な判断であると考えられます。このため、引き続き真庭市の協力は不可欠ですが、真庭市もごみ処理施設の統廃合を進めており、令和7年には新庄村が収集エリアに含む焼却施設である北部クリーンセンターの操業停止（中間収集拠点としては運営を継続）、クリーンセンターまにわ（真庭市久世）への統合が決定しているため、今後の処理委託費用の引き上げも視野にいれる場合、今後さらに減少していく局面において処理費用を圧縮していく必要があります。

一方で、一人当たりのごみの排出量は、県下市町村で最も低い水準で推移しており、ごみの絶対量の減量のポテンシャルは高くありません。村民一人ひとりの暮らし方は、ごみの排出量という点において都市部に比べて環境へのインパクトが少ないものの、へき地であることからごみの収集運搬、焼却フローに大きなコストがかかり、処理経費が膨らんでいる実態があります。

以上のような現状において、状況を改善していく方法として考えられるのは、現在の30.4%となっているリサイクル率を引き上げに取り組む、あるいは焼却ごみの重量の多くを占める生ごみを堆肥化、あるいは液肥化する処理フローを域内に整備するなど、焼却処理されるごみの量を減じていくことが有効です。

リサイクル率の向上及び域内での生ゴミ処理施設の導入には、現在の新庄村のごみ処理が抱える課題を村民一人ひとりが自覚し、日々の買い物から廃棄に至るまで、単に消費者ではなく「資源の循環者」であるという意識を共有することが不可欠です。そのためには、ごみ処理経費について日々発信をしていくこと、あるいはごみ処理経費を削減していくことで実現できる経済的なメリットを具体的に提示していく必要があります。

たとえば、目標年度とする令和17年に燃えるごみの排出量を80t（74%）減じることができた場合、仮に真庭市への塵芥処理委託単価が令和3年から変わらない仮定すると、年間処理経費を17,392千円から12,870千円削減、目標年度見込み人口661人として一人あたり処理経費を令和3年対比で10,292円削減し、9,472円まで低減することができます。なおごみ処理費用に本村の一般会計から支出されており、削減した経費はそのまま別事業に活用することができます。

ごみ処理経費は生活に必要な不可欠な支出ですが、そこからなにか新しいものが生み出されるわけではありません。村民一人ひとりが買い物や分別収集の習慣を改善することで「リサイクル可能な資源ごみの割合を増やし、焼却ごみを減らすことで、未来の地域づくりに必要な財源を自分たちで創出する」というメッセージを、村が主体的に発信をしていく必要があります。

(1) ごみ排出量の目標

本村のごみ排出量の目標は、令和 16（2034）年度において、1 人一日当たりごみ排出量（家庭系＋事業系）を 535g 以下、家庭系の燃えるごみの総排出量を 80 t 以下、またリサイクル率 60%を目標とします。

- | | |
|------------------|------------|
| ・ 1 人 1 日当たりの排出量 | → 500 g 以下 |
| ・ 総排出量 | ↘ 120t 以下 |
| ・ リサイクル率 | ↗ 60% 以上 |

(2) ごみ排出抑制対策

生活系ごみの 1 人 1 日当たり排出量は、令和 3 年度（2021）において 495 g であり、県下でも低い順位に位置しているため、**絶対量の削減ではなく資源化をさらに推進していく施策が必要**です。本村は古くからの伝統の息づく地域であり、「ものを大事にする」という生活の知恵は高齢者を中心に生きています。こうした古くからの習慣を継承するとともに、日常生活にさらにリサイクル手法を取り入れていくことが必要であり、具体的には下記の取り組みの推進を行います。

表 13 ごみ排出量抑制対策

	取り組み	内 容
1	マイバッグ持参や簡易包装の推進	レジ袋削減のため、マイバッグ持参を推進します。
2	使い捨て商品の使用抑制、詰替製品の利用促進	詰替製品を積極的に利用するように呼びかけます。
3	分別方法・原料方法の周知	分別方法を広報及びホームページに掲載、ごみカレンダーを配布します。
4	家庭系ごみ分別ガイドブックの拡充	「家庭用ごみ分別の手引き」の内容を追加し、拡充させます。
5	循環型社会に関する啓発活動・環境教育の実施	ごみ処理の現状を認識してもらい、村全体で排出抑制の意識の向上に取り組みます。
6	ごみ処理手数料の適正化	適正に分別することに対してインセンティブが働くように、手数料の最適化を行います。
7	環境衛委員との連携強化	環境衛生委員との連携を強化し、ごみの減量化、資源化を推進します。
8	粗大ごみ（布団・畳等）の資源化の推進	粗大ごみの資源化について啓発、推進します。
9	廃食用油の資源化の推進	廃食用油の資源化について啓発、推進します。
10	小型家電の資源化の推進	小型家電の資源化について啓発、推進します。
11	雑がみの資源化の推進	雑がみの資源化について啓発、推進します。
12	生ごみの資源化	生ごみの分別回収を行い、堆肥等に活用します。

(3) 資源化の推進

ごみの資源化については、排出抑制にも繋がるため、これまで同様に 16 品目の分別収集を行い、リサイクル率の向上に努めます。なお、焼却ごみの排出量を削減するために、水分の多い生ごみについては、本村は家庭菜園などの所有者も多いことから、今後も生ごみ処理機の補助金は継続します。また、村の施設である新庄村堆肥センターとの連携による生ごみの収集及び堆肥化等も検討します。

表 14 資源化の推進

	分別の区分	内 容
1	燃えるごみ類	生ごみ処理機の補助、堆肥化により排出削減します。
2	アルミ缶・スチール缶	マイボトルの活用を推進し、各種缶、ビン、ペットボトル類の排出を削減します。
3	無色透明のビン	
4	茶色のビン	
5	その他の色のビン	
6	ペットボトル	
7	プラスチック容器包装類	
8	プラスチック製品（プラマークなし）	
9	古紙類（新聞紙・雑誌・雑紙・段ボール・牛乳パック）	
10	乾電池	資源有効活用利用促進法、小型家電リサイクル法に基づいた適切な分別処理を推進します。
11	小型家電	
12	廃食油	定められた収集日に適切な回収が行われるよう、引き続き啓発を進めます。
13	ガラス・陶磁器類	
14	蛍光管類	
15	金属類（小）	
16	金属類（大）	
新規	生ごみ	焼却ごみ削減のため域内で分別収集し、堆肥化を検討。目標年度までに域内処理フローの導入について定量的な評価を基に可否を結論づける。

(4) 収集対策

収集場所への持ち込み困難事例については、収集カ所増設は集落の新規配置等、特別な場合を除いて想定できないため、収集ボランティアを育成するなど、介護保険事業とも連携し対応策を検討します。

(5) 中間処理施設及び最終処分場

本村においては、今までの経緯などを勘案し、今後も中間処分場、最終処分場などを設けず、処理委託を今後も継続します。また、ごみ処理の広域化について取り組んでいきます。

(6) 不法投棄対策

村内向けには、広報誌、告知放送により啓発を行います。監視の行き届かない林道などには、啓発看板を設置します。特に頻発する箇所においては、警察などとも連携し、監視カメラの設置なども検討します。

(7) ごみ処理事業経費

本村のごみ処理経費はへき地であること、また真庭市へごみ処理フローに係るすべての業務を委託しているため、村民一人当たりの処理経費が非常に高い水準になっています。現実的な選択としてごみ処理の委託はこれからも継続していきますが、1人一日あたりのごみ排出量が微増している現状を踏まえ、ごみ排出抑制はごみ処理経費軽減に取り組みます。

本計画は環境省の定める「災害廃棄物対策指針」に基づき策定するもので、岡山県が策定する「岡山県災害廃棄物処理計画」との整合を図りつつ、災害廃棄物処理に関する本村の基本的な考え方と具体的な対応策を示すものです。また本村の災害対策全般に関する基本的な計画である「新庄村地域防災計画（平成27年度）」を災害廃棄物処理対策の側面から補完する役割を果たすものです。

【基本的事項】

（１）対象とする災害

本計画では、本村における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、過疎化による農地山林の荒廃などの社会的条件や過去における各種災害発生状況を勘案した上で発生しうる災害を想定し、なかでも仮置き場の設置を必要とする量の廃棄物発生が予想される「土砂崩れを伴う地震、暴風雨」を対象とします。

（２）災害時に発生する廃棄物

種類	内容	
災害によって発生する廃棄物	木くず	柱、梁、壁材、水害による流木
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫から排出される食品、食品加工場から発生する原料及び製品等
	廃家電製品	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
	有害物質	アスベストを含む廃棄物（廃石棉等及び石棉含有廃棄物）、PCB、感染症廃棄物、化学物質、フロム類、CCA、テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物
	その他適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、石膏ボード等
生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界から提供された汲み取り式トイレ等）からあの汲み取りし尿

（３）災害時における各主体の行動

ア 新庄村の役割

災害廃棄物は一般廃棄物に区分されることから、災害廃棄物の処理は本村が主体となって、適正かつ円滑・迅速に処理を行います。平常時に、本村及び真庭市は災害時の対応について協議し、連携体制を構築

し、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて体制整備を図ります。本村が被災していない場合は、被災市町村からの要請に応じて人材及び資機材の応援を行います。

イ 県の役割

県は、本村が被災した場合、災害廃棄物の処理に係る技術的援助を行うものとします。本町が行政機能を失う規模の災害が発生し、本村が県へ地方自治法第252条の14の規定に基づく事務の委託をした場合は、県が本村に代わって処理を行うものとします。

ウ 事業者の役割

災害廃棄物の処理に関連する事業者は、災害時に適正処理と円滑かつ迅速な処理に努めるものとします。県と災害時の協力協定を締結している関係機関・関係団体は、県の要請に応じて速やかに支援等に協力します。また危険物、有害物質等を含む廃棄物その他の適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性のある事業者は、平常時からその発生抑制対策や飛散流出対策、処理方法を検討するとともに、災害時にはこれらの適正処理に主体的に努めるものとします。

【災害廃棄物処理計画】

(1) 平時の備え

平時の備えとして、以下の項目に留意して準備を行います。

表 15 平時の備え

<p>公的機関相互の連携協力体制の確立、確認</p>	<p>[県、国との連携] 村が被災した場合に速やかな処理体制を構築するため、県に対し災害廃棄物処理等に必要の人員の派遣や機材等の提供を要請する。また、国からは災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）による現地支援や中国四国ブロック協議会を通じた広域的な協力体制の構築や財政支援を受ける。</p> <p>[県内隣接市町村との連携] 隣接する市町村で同様の被害が出た場合、速やかに連絡を取って、災害廃棄物処理に関する協力を行う。また、本村で被害が出た場合には被害状況や必要とする人的・物的数量を明示し、応援要請する。</p> <p>このため、関係機関及び近隣自治体との関係強化に努める。</p>
<p>民間団体との連携協力体制の確立、確認</p>	<p>災害時に必要となる支援について、本村は民間団体との応援協定は締結していない。村内だけではまかきれない機能について、村外や県外の民間事業者とも必要に応じて協定締結を検討する。</p>
<p>職員の教育訓練、研修の実施</p>	<p>職員の教育訓練について、講習会や研修会への参加、各種マニュアルの定期点検、視察等を実施し、関係機関の災害廃棄物処理体制と役割、過去の事例について周知徹底する。</p>

資機材の備蓄	本村はごみ処理フローのすべてを真庭市へ委託しているため、災害廃棄物処理に使用できる資機材を備蓄していない。避難所で発生する生活ごみやし尿の運搬のために必要な運搬車両や、避難所で必要な仮置き場で必要になるフォークリフト、バックホウについて単村で災害目的に限って整備備蓄しておくことは困難であるため、村内民間団体との連携協力体制において調達体制を整える。
仮置き場の候補地の選定、確保	<p>本村は予め、災害廃棄物の仮置場を新庄村総合運動公園（新庄村 879 番地）と定める。被災により、当該地の利用が難しい場合には、適宜状況に応じて、下記の条件に基づいて仮置き場を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園、グラウンド、地域センターなどの公有地 ・未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ） ・二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域 ・応急仮設住宅などほかの土地利用のニーズがない場所
定期的な見直し	国等から示される計画やデータ、訓練等の検証に基づき、本計画の見直し・改善を行い、バージョンアップを行う。

（２）災害応急対応

災害が発生した場合、以下の項目について状況に応じて適切に対応する。

表 15 災害応急対応

役割	内容
被害の把握	・一般廃棄物処理施設の被害状況及び災害廃棄物の発生量等の情報を収集する。
関係機関への協力・支援の要請	・一般廃棄物処理施設、資機材等の状況、処理能力を確認し、災害廃棄物の処理に必要な人員、施設が不足するときは県、市町村等に協力、支援の要請を行う。
実行計画の策定	・被災状況から災害廃棄物の発生状況及び発生量を的確に把握し、処理スケジュール、処理フロー等を記載した実行計画を策定する。
災害廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時に選定した候補地から仮置場を設置し、管理・運営を行う。 ・仮置場に持ち込まれた災害廃棄物について、可能な限り再資源化等を図りながら処理を行う。 ・自ら処理できない災害廃棄物については災害廃棄物の処理を委託する。
住民・ボランティアへの広報、啓発	・仮置場に搬入を行う住民・ボランティアに対し、分別等への協力を求めるとともに、災害に便乗した廃棄物の持込み禁止を周知する。
補助金	・災害廃棄物処理に係る費用について、災害等廃棄物処理事業費補助金の申請を行う。
他市町村への協力・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材の提供を行う。 ・必要に応じて職員を派遣する。

(3) 災害復旧・復興等

発災から時間が経過し、仮置場への収集が落ち着き次第、以下の項目に沿って復旧を進める。

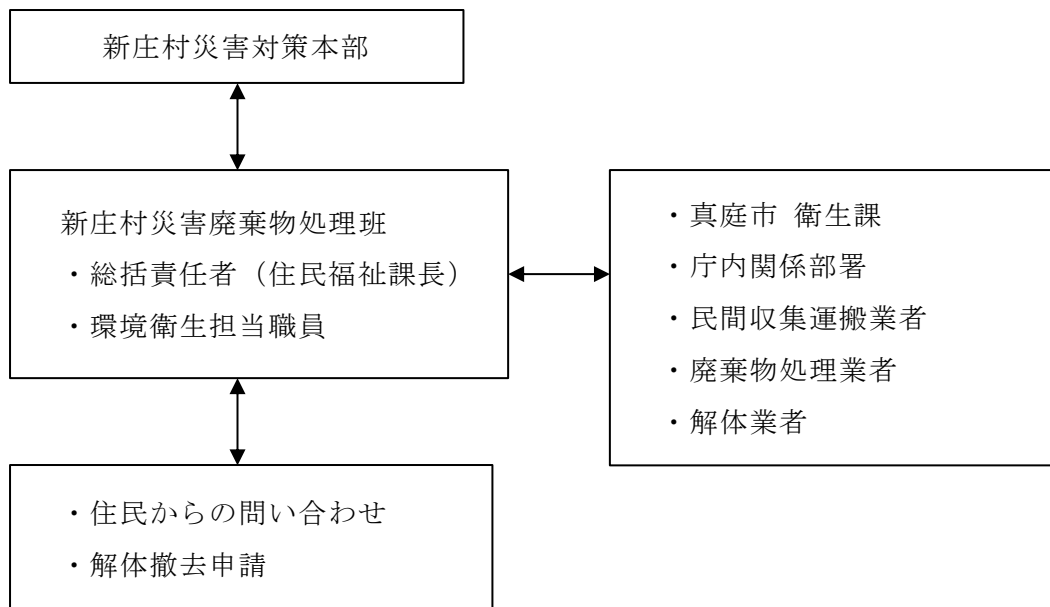
表 16 災害復旧・復興

役割	内容
関係機関への協力・支援の要請	・広域処理の必要性について検討を行い、県等に広域的な協力・支援の要請を行う。
災害廃棄物の処理	・災害廃棄物の処理の進捗状況に応じて進行管理を行う。
他市町村への協力・支援	・資機材の提供を行う。 ・必要に応じて職員を派遣する。

(4) 組織体制・指揮命令系統

災害時は本計画また地域防災計画に基づき、災害廃棄物処理の組織体制を構築し、指揮系統を確立します。地域防災計画に基づく災害対策本部及び関係部署と情報共有し連携して対応します。

表17 組織体制



(5) 情報収集・連絡

[発災時]

①被害情報等の収集と連絡

- ・一般廃棄物等処理施設の被害状況等、復旧時期等を把握します。
- ・町内の災害廃棄物発生状況（場所・量）に関する情報を把握します。

- ・仮置場の充足状況に関する情報を把握します。

②事業者に関する情報収集

- ・一般廃棄物処理に係る委託・許可業者の被災状況等、復旧時期等を把握します。
- ・産業廃棄物処理施設の受入可能量・条件等に関する情報を把握します。

③情報提供

- ・一般廃棄物等処理施設が被災していない場合、他地区からの受入可能量・条件に関する情報提供を行います。

[平常時]

①連絡窓口一覧表の整備

- ・連絡窓口一覧表を随時更新し、県及び他市町村と共有します。

②連絡手段の整備

- ・IP 電話、防災無線（地上系無線、移動系無線、中継用無線）、衛星電話等を調達し、複数の連絡手段を準備します。また、非常用電源等を確保しておきます。
- ・情報機器及び周辺機器は、水害等の被害に遭わない場所に設置します。
- ・収集運搬業者、プラントメーカー等の処理施設関係者との災害時の連絡方法を確認します。

(6) 協力・支援体制（県、近隣市町村、関係団体等）

[発災時]

①県内広域処理体制

本村が災害廃棄物処理に単独で対応しきれない場合は、近隣の市町村へ支援を求め、連携して対応します。「岡山県及び県内各市町村との災害時相互応援協定」に基づく相互支援体制を構築します。

②事業者との連携による処理

大量の災害廃棄物が発生した場合、真庭市の一般廃棄物処理施設で処理しきれないことが想定されます。また、がれき類等の災害廃棄物は、産業廃棄物に類似した性状を有することから、産業廃棄物処理施設を活用して処理を行います。県を通じて、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会等の関係団体に要請を行い、災害廃棄物処理を実施します。

③国・専門機関による支援

災害廃棄物処理支援ネットワークは、環境省・地方環境事務所を中心とし、国立環境研究所その他専門機関、関係団体から構成され、災害廃棄物処理の支援体制として設置されています。災害廃棄物処理支援ネットワークへ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めます。

④ボランティアとの連携

被災家屋等から災害廃棄物を搬出及び運搬する作業は、ボランティアの協力が必要です。ボランティアに対して、安全具の装着等の作業上の注意事項や、災害廃棄物の分別、仮置場の情報を的確に伝えることが重要です。そのため災害ボランティアに情報提供を行い、周知を図ります。

⑤支援受入体制の整備

災害時に支援を受け入れるに当たり、支援が必要な場所や数量等の正確な情報を把握し提供します。また、支援者に対し具体的支援内容と本村の組織体制を明確に伝えます。

[平常時]

協定を締結している地区内の市町村や関係機関・関係団体と連絡先や資機材・人員、施設の処理能力等に係る情報を共有し、適宜情報を更新、また関係機関・関係団体と災害時の協定を締結し、災害時の迅速な対応に生かします。

(7) 一般廃棄物処理施設等

本村に一般廃棄物処理施設はなく、ごみのフロー処理のすべてを真庭市に依存しています。特に本村の廃棄物処理に係る真庭市の廃棄物処理関連施設を以下に記載します。

表 18

中間処理施設	
施設名称	真庭北部クリーンセンター
所在地	岡山県真庭市蒜山初和 592-1
供用開始年度	平成3年度
<焼却施設>	
処理能力	20t/日 (10t/8h×2 炉)
処理方式	機械化バッチ燃焼式ストーカ炉
<圧縮処理施設>	
処理能力	4t/日
処理方式	選別・圧縮【処理対象物】資源ごみ (缶・ペットボトル)
施設名称	クリーンセンターまにわ
所在地	岡山県真庭市檜西 290
供用開始年度	平成11年度
<焼却施設>	
処理能力	30t/日 (15t/8h×2 炉)
処理方式	機械化バッチ燃焼式ストーカ炉
<リサイクルプラザ>	
処理能力	11t/日

処 理 方 式	破碎・選別・圧縮【処理対象物】燃えないごみ、資源ごみ（缶・ペットボトル・ビン）、粗大ごみ
最終処分場	
施 設 名 称	真庭市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	岡山県真庭市目木 772 番地 107 外
埋 立 開 始 年 度	平成 11 年度
埋 立 面 積	4,500 m ²
埋 立 容 量	29,432 m ³
埋 立 構 造	準好気性埋立構造セル方式
施 設 名 称	真庭市ガレキ処分場
所 在 地	岡山県真庭市樫東 1379-18
埋 立 開 始 年 度	平成 8 年度
埋 立 面 積	5,629 m ²
埋 立 容 量	36,485 m ³
埋 立 構 造	嫌気性埋立構造
し尿処理施設	
施 設 名 称	旭水苑
所 在 地	真庭市野原 9-1
供 用 開 始 年 月	平成 6 年 11 月
処 理 能 力	100kl/日（し尿：60kl/日、浄化槽汚泥：40kl/日）
処 理 方 式	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理

（８） 災害廃棄物発生量

災害廃棄物の発生量については環境省の災害廃棄物対応指針【技術資料 14-2】（令和 5 年 4 月 28 日）の推計方法に準拠し、本村で土砂崩れを伴う地震、暴風雨に被災した場合に発生する災害廃棄物の量を下のとおり推計します。

災害廃棄物の全体量：住家・非住家全壊棟数 10 棟未満（土砂災害） ⇒ 3,000 トン 片付けごみ発生量：住家・非住家被害棟数 1000 棟未満（土砂災害） ⇒ 500 トン

環境省：災害廃棄物対応指針【技術資料 14-2】より引用

（９） 処理可能量

本村は管内に処理施設を持たないため、真庭市の災害廃棄物処理可能量を以下に引用します。本表によれば、本村で土砂崩れを伴う地震、暴風雨により住宅の倒壊が発生した場合に、既存処理施設での処理には複数年を要します。また、本村が被災した場合、真庭市も同様の被害を受けている可能性が高く、真庭市の受入れが開始するまでは仮置場での存置が必要となります。このために、さらなる広域処理体制の検討、あるいは村内への仮説焼却炉の接地の検討が必要です。

表 19 既存施設の災害廃棄物処理可能量の推計結果（焼却施設）

焼却施設		
施設名称：真庭北部クリーンセンター		
年間処理能力（t/年）	2,510.71（平成 29 年度 真庭市 + 新庄村分）	
稼働年数（年）	28（平成 30 年度末時点）	
処理能力（t/年）	20t/日（10t/8h×2 炉）	
年間処理能力（公称能力）（t/年）	5,600（年間稼働日数を 280 日として）	
年間処理能力（余裕分）（t/年）	$(5,600 - 2,510.71) = 3,089.29$	
年間処理能力（公称能力）に対する余裕分の割合（%）	$(3,089.29 / 5,600 \times 100) = 55.2$	
処理可能量（t/年度）	高位シナリオ（分担率 20%）	・ 処理能力が 30t/日 未満 以上の条件により設定不可
	中位シナリオ（分担率 10%）	・ 処理能力が 50t/日 未満 以上の条件により設定不可
	低位シナリオ（分担率 5%）	・ 稼働年数が 20 年を超過 ・ 処理能力が 100t/日 未満 以上の条件により設定不可
施設名称：クリーンセンターまにわ		
年間処理能力（t/年）	4,423.09（平成 29 年度実績値）	
稼働年数（年）	20（平成 30 年時点）	
処理能力（t/年）	30t/日（15t/8h×2 炉）	
年間処理能力（公称能力）（t/年）	8,400（年間稼働日を 280 日として）	
年間処理能力（余裕分）（t/年）	$(8,400 - 4,423.09) = 3,976.91$	
年間処理能力（公称能力）に対する余裕分の割合（%）	$(3,976.91 / 8,400 \times 100) = 47.3$	
処理可能量（t/年度）	高位シナリオ（分担率 20%）	$(4,423 \times 0.2) = 884.62$
	中位シナリオ（分担率 10%）	・ 処理能力が 50t/日 未満 以上の条件により設定不可
	低位シナリオ（分担率 5%）	・ 稼働年数が 20 年を超過 ・ 処理能力が 100t/日 未満 以上の条件により設定不可

真庭市災害廃棄物処理計画（平成 31 年 3 月）より引用

（10） 災害廃棄物処理フロー

災害が発生すると家屋などの構造物が自然倒壊したり、人命救助のために建屋を解体したりするなど、多様で多量の廃棄物が発生します。交通や生活、ライフラインを確保し、災害後の復旧、復興を行うためには、まずこれらの災害廃棄物の撤去を行うことになります。

これらの多様で多量の廃棄物は、一気に処理施設処理することが困難なため、撤去された災害廃棄物を一次仮置場で一時的にこれらを集積する必要があります。一次仮置場ではこれらを資源化・減量化するため、再生利用が可能な品目はできるだけ分別して集積管理することが重要です。

(11) 収集運搬

災害時において優先的に収集する災害廃棄物の収集運搬方法・ルート等については平時に想定しておく必要があります。収集運搬ルートは、県地域防災計画に示されている緊急輸送道路区間を基準に選定しますが、本村から災害廃棄物処理が可能なクリーンセンターまにわへつながらる幹線道路は国道181号線に限られます。**国道181号線が崩落等により通行ができない場合には廃棄物の運搬は困難であるため、道路復旧まで仮置場で廃棄物を管理することを想定する必要があります。**

(12) 仮置場

本村では下記の用地（1カ所）を仮置場候補地として設定します。

仮置場候補地	所在地	関係部署	面積
新庄村総合運動公園 グラウンド	岡山県真庭郡新庄村 879 番地 1	新庄村役場 産業建設課	1,000 m ²

図 20 仮置き場のレイアウト



※場内の動線は反時計回りを基本とし、出入口で車両が交錯することのないことのないようにする。

※危険・有害ごみは人の目が届きやすく管理のし易い出入口付近に設置する。

※一部のごみは自然発火の恐れもあるため、廃棄物の山と山が最低2m離れるように留意する。

(13) 住民等への啓発・広報

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには住民の理解と協力が必要です。このため災害廃棄物の分別方法、仮置場の設置等について平常時から啓発・広報を行います。災害廃棄物の不法投棄を防止し、分別を徹底するためには、発災直後の広報が重要です。特に水害では、水が引くとすぐに被災した住民が一斉に災害廃棄物を排出するため、効果的な手法で迅速に情報を周知します。

[発災時に広報する内容]

外国人を含む被災者に対して、災害廃棄物の分別や収集方法、仮置場の利用方法等について、効果的な広報手法により周知します。また、ボランティアに対しても速やかに災害ボランティアセンターを通じて、同様の情報を周知します。

- ①市町村への問合せ窓口
- ②避難所におけるごみの分別
- ③生ごみの収集日・収集回数の変更、資源ごみの収集はしばらく行わないこと等
- ④災害廃棄物の分別方法、収集時間及び期間
- ⑤災害廃棄物の分別方法、生ごみや危険物を仮置場に持ち込まない等のルール
- ⑥住民が搬入できる集積所・仮置場の場所、搬入時間・期間等
- ⑦ボランティア支援依頼窓口
- ⑧便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止
- ⑨損壊家屋等の解体撤去に係る申請手続き

[平常時に啓発・広報する内容]

住民へ次の内容を伝えます。

- ①災害時のごみの出し方（仮置場での受入体制が整うまでの間は、自宅の敷地内に保管すること、資源ごみはしばらく収集しないこと等）
- ②生ごみ、災害廃棄物を種類別に分別することの重要性（混合された廃棄物は安全面・衛生面で問題が発生すること、混合された廃棄物はその処理に時間がかかり費用が増すこと等）
- ③災害廃棄物の収集方法（分別方法、戸別収集の有無、ガスボンベ等の危険物の収集方法等）
- ④仮置場へ生ごみ、危険物、有害物質、感染性廃棄物、産業廃棄物等を持ち込まない等のルール
- ⑤仮置場の必要性（一時的に保管する場所が必要であること）
- ⑥一般廃棄物処理施設が被災した地域のごみや災害廃棄物を一時的に受け入れて支援することへの理解・協力
- ⑦携帯トイレ等の備蓄（仮設トイレが不足する事態に各者が対応できるように備える）
- ⑧便乗ごみの排出や不法投棄、野焼き等の禁止
- ⑨家庭における減災の取組や、退蔵品の適切な廃棄・リサイクルなどにより、災害廃棄物の発生抑制

(1) 計画の目的

本村は生活環境や自然環境保全、水環境保全のため特定環境保全公共下水道、合併処理浄化槽の整備を推進してきました。本計画により下水道区域の未接続世帯における接続の推進、施設・設備の適正な維持管理、下水道区域外においては合併処理浄化槽の設置を推進します。

(2) 生活排水処理の現状

本村は、特定環境保全公共下水道を平成 18 年（2006）から供用開始し、令和 3 年度（2021）に公共下水道人口が 640 人、浄化槽人口が 204 人で、総人口 880 人に対する水洗化率は 95.9%になっています。非水洗化人口は 36 人であり、公共下水道計画区域外の未処理人口に相当します。特定環境保全公共下水道は、真庭市美甘地区と一体的に整備したもので、真庭市に処理を委託しています。

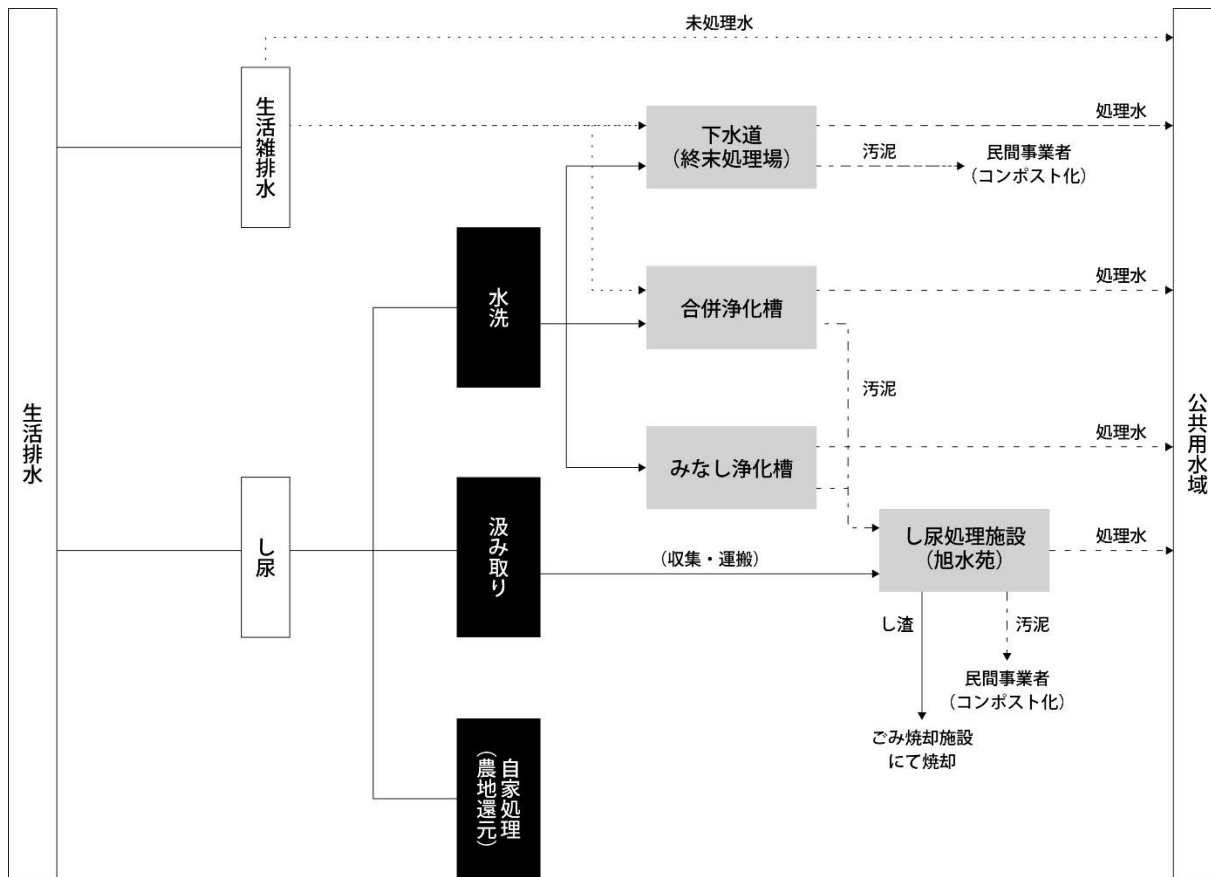
表 21 水洗化人口

区 分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
人口(非水洗化人口+水洗化人口)	960	941	915	906	880
非水洗化人口	154	5	63	95	36
非水洗化率 (%)	16.0	0.5	6.9	10.5	4.1
計画収集人口	154	5	63	95	36
水洗化人口	806	936	852	811	844
水洗化率 (%)	84.0	99.5	93.1	89.5	95.9
公共下水道人口	644	726	642	601	640
公共下水道水洗化率 (%)	67.1	77.2	70.2	66.3	72.7
浄化槽人口	162	210	210	210	204
合併処理浄化槽人口	162	200	200	200	204
水洗化率(浄化槽人口)	16.9	22.3	23.0	23.2	23.2

(3) 生活排水処理の流れ

本村における生活排水処理は真庭市に委託しており、水洗便所排水と生活排水を処理する公共下水道、合併処理浄化槽のほか、水洗便所排水のみを処理するみなし浄化槽（単独槽）、汲み取りし尿及び浄化槽汚泥を処理するし尿処理施設で処理を行っています。

表 22



(3) し尿、浄化槽汚泥の収集量の現状

本村では、令和3年度(2021)においてし尿収集量の総量は、58キロリットル、浄化槽汚泥については190キロリットルになっています。過去5年間の平均では、し尿60.4キロリットル、浄化槽汚泥188.6キロリットルであり、同程度で推移しています。なおし尿くみ取り、浄化槽世帯における汚泥処理は真庭市へ委託しています。

図23 し尿、浄化槽汚泥の収集量

単位：人、%

区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
し尿処理量 (キロリットル)	253	257	239	248	248
し尿	69	61	56	58	58
浄化槽汚泥	184	196	183	190	190
し尿処理施設からの 処理量(トン)	9	7	9	0	0
ごみ焼却施設	1	1	1	0	0
メタン化施設	8	6	8	0	0

一般廃棄物処理実態調査

表24 水洗化率

単位：人、%

区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
人 口	960	941	915	906	880
水洗化人口	806	936	852	811	844
水洗化率	84.0	99.5	93.1	89.5	95.9

一般廃棄物処理実態調査

(4) 生活排水処理の対策と目標

本村は、令和3年(2021)から過去5年間平均の下水道人口は650.6人で、下水道の水洗化率の平均は、92.4%となっています。今後もこの率の維持に努め、処理については、今までの経緯を踏まえ、これまでと同様真庭市への委託を継続します。また、排水管路などの維持については、耐用年数なども考慮し、適正な維持に努めます。

浄化槽人口を見ると過去5年間の平均は199.2人で、水洗化率の平均は21.72%となっています。立地の悪い場所については、浄化槽設置に困難も予想されますが、機会を捉えて設置を啓発し、浄化槽設置を推進します。なおし尿、浄化槽処理については、今までの経緯などを勘案し、施設などは設けず今後も真庭市への委託を継続することとします。

表 25 水洗化人口

単位：人

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	平均
総人口	960	941	915	906	880	
下水道人口	644	726	642	601	640	650.6
浄化槽人口	162	210	210	210	204	199.2
非水洗化人口	154	5	63	95	36	

一般廃棄物処理実態調査

(以上)